

令和7(2025)年3月13日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

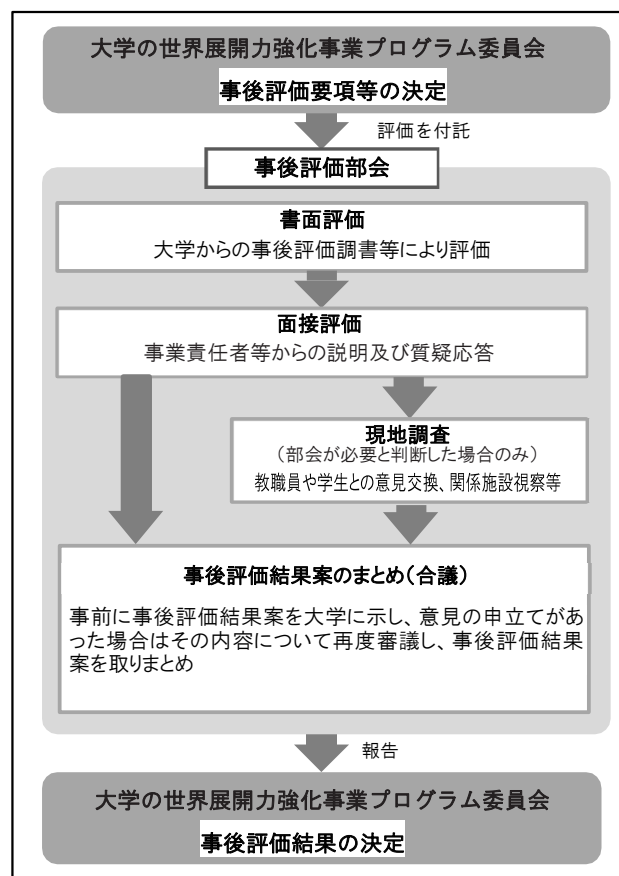
大学の世界展開力強化事業（令和2(2020)年度採択アフリカ諸国との大学間交流形成支援）の事後評価は、この評価要項に基づき、令和7(2025)年度に行う。

1. 目的

令和2(2020)年度に採択された各事業について、取組実績や成果、目標の達成状況等について評価を行い、その結果を示すとともに社会に公表することにより、①国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う国際教育連携の取組を推進すること、②事業を実施する大学で構築された大学間交流プログラムの補助期間終了後の持続的な展開を促進すること、③事業による取組が広く国民の理解を得られるよう促進していくことを目的とする。

2. 対象

各事業について、その事業開始から令和6(2024)年度末までの取組実績等を評価の対象とする。なお、補助期間終了後の展開等も評価の対象に含める。



3. 実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員、事業の選定に係る審査経験者や中間評価経験者及び有識者で構成する事後評価部会（以下「部会」という。）を設置し、中立・公正かつ効果的な評価を行う。

4. 手順

評価は、各事業の取組実績等について、部会において（１）書面評価、（２）面接評価、（３）必要に応じて現地調査を行い、（４）合議評価により事後評価結果案を決定する。

委員会は、部会からの事後評価結果案を受け、合議により事後評価結果を決定する。

（１）書面評価

書面評価は、次の評価項目ごとに評価した上で、所見を付す。

○ 項目別評価

- ・ 観点「１：取組実績及び成果」については事業の成果を中心に、また、「２：目標の達成状況」及び「３：今後の展開及び我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に対する貢献」について、評価項目ごとにＳ～Ｄの５段階の評定を付した上で、その評価の判断の根拠・理由等の所見を付す。
- ・ 観点１、２の評価にあたっては、経費である補助金が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮する。

観点１．取組実績及び成果

タイプＡ及びＢ 交流推進プログラム部分（評価項目数：４）
①交流プログラムの内容及び大学間交流の枠組み形成 ・ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が実施されたか。 ・ 大学の中長期的なビジョンのもと戦略的な交流プログラムが計画的に行われ、将来の我が国とアフリカ諸国間における連携強化と大学間交流促進に繋がる取組が行われたか。 ・ 大学間交流の発展に繋がる、柔軟で発展的な交流プログラムが実施されたか。 ・ 単位の相互認定や共通の成績管理を実施する等、質の保証を伴った双方向の交流等が実施されたか。 ・ 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（学生に対する企業等におけるインターンシップの機会の提供や体験活動の実施を含む）が行われていたか。 ・ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築等。）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理が厳格化され、単位の実質化を重視して実施されていたか。 ・ 単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確に示され、実施されていたか。 ・ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD等による教育力の向上等、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られ、実施されていたか。

- ・ コロナ禍において事業を円滑に運営するための工夫や学生への配慮がなされていたか。

②外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

- ・ 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備され、実施されていたか。
- ・ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備され、実施されていたか。
- ・ 外国人学生が学業に専念できるように、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舍、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られ、実施されていたか。
- ・ 受け入れた外国人学生に一定の日本語力を身に着けるための取組が実施されたか。
- ・ アフリカ渡航前の日本人学生に対して危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育が十分に行われていたか。また、渡航中の日本人学生に対しては、派遣元大学や家族等への定期的な連絡を励行していたか。
- ・ 日本人学生に対して、派遣前から入国後の必要な対応（隔離措置等）の期間中、留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、心身のケアを含む相談サービスの実施、就職支援等のサポートが行われていたか。
- ・ 海外相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう十分に配慮され、実施されていたか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、交流相手国・地域の感染状況に関わらず、渡航する場合は、外務省及び各国の渡航制限並びに入国後の行動制限等を踏まえた各大学の方針に則し、実施されていたか。
- ・ オンラインによる交流を有効活用し、交流プログラムを停滞させない取組が実施されていたか。
- ・ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポートが行われているか。
- ・ 留学中の学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理が十分に行われていたか。
- ・ 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣等、産業界との連携が十分に行われていたか。
- ・ コロナ禍において事業を円滑に運営するための工夫や学生への配慮がなされていたか。

③事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及、交流プログラムの質の向上のための評価体制

- ・ 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられる等、柔軟で発展的な取組が行われていたか。
- ・ 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性が明確に位置づけられるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携が行われていたか。

- ・ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員の配置や、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化と事務職員の能力向上が図られていたか。
- ・ 交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化する等事業をサポートする全学的体制の充実が行われていたか（窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整を行う等）。
- ・ 本事業の取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及を積極的に行っていたか。
- ・ 質を保证する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細等必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信が行われていたか。
- ・ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成 22 年 5 月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていたか。
- ・ 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築が行われていたか。
- ・ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備され、これらの活動が行われていたか。
- ・ コロナ禍において事業を円滑に運営するための工夫がなされていたか。

④留意事項への対応等・中間評価により示した留意事項への対応を適切に行ったか。

タイプB プラットフォーム構築部分（評価項目数：1）

⑤プラットフォーム構築プログラムの内容

- ・ アフリカ諸国の大学間交流を推進する関係機関・団体等とのネットワークを構築し、我が国の大学全体がアフリカ諸国との交流活動の発展・促進等、プラットフォーム構築事務局としての活動が行われていたか。
- ・ 選定大学（特にスタートアップ型）に対する事業推進上のノウハウの提供（プログラム構築、単位互換、危機管理関係等）が行われていたか。
- ・ ホームページ等を活用しながら、戦略的な国内外への情報の発信やプログラム構築に係る大学間のマッチング等を含めた、我が国とアフリカ諸国間の大学間交流の促進が行われていたか。
- ・ コロナ禍においてプラットフォーム構築大学としてどのような工夫がなされていたか。

評価	
S	事業計画を上回る取組が行われている。
A	事業計画に対し、十分な取組が行われている。
B	事業計画に対し、取組がやや不十分である。
C	事業計画に対し、取組が不十分である。
D	事業計画に対し、取組が極めて不十分である。

観点2：目標の達成状況

タイプA及びB 交流推進プログラム部分（評価項目数：4）
⑥達成目標 ・養成しようとする人材の養成に向けた具体的な取組が実施されたか。 ・アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標について、計画どおり達成されたか。 ・将来の我が国とアフリカ諸国の関係を見据えた連携強化について、計画どおり実施されたか。 ・学生に修得させる具体的能力について修得が認められているか。また、それ以外について修得したものが認められるか。 ・海外相手大学との単位互換について、事業計画に沿った実績となっているか。
⑦本事業計画において海外に留学した日本人学生数の推移
⑧本事業計画において受け入れた外国人学生数の推移
⑨その他の交流学生数等（⑥～⑧に該当するもの以外） ・計画に基づき必要な任意指標（事業のアクティビティ、アウトプット及び得られるアウトカムを数値化した目標）を設定している場合は、事業計画に沿った実績となっているか。

タイプB プラットフォーム構築部分（評価項目数：1）
⑩達成目標への対応状況 ・アフリカ諸国との大学間支援に取り組む我が国の大学数の増加、関係機関・団体数の拡充等、横展開に関する実績が挙げられているか。 ・任意指標に対する実績が挙げられているか。 ・コロナ禍においてプラットフォーム構築大学としてどのような工夫がなされていたか。

評定			
S	目標を上回っている。	C	目標を下回っている。
A	目標を達成している。	D	目標を大幅に下回っている。
B	目標をやや下回っている。		

観点3：今後の展開及び我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に対する貢献

評価項目（計1）
・補助期間終了後も、明確な事業計画や資金計画を策定し、本事業の成果を活かした活動が自主的・恒常的に行われているか、もしくは行う予定があるか。 ・我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に貢献することが期待できるか。

評定			
S	確実に期待できる。	C	あまり期待できない。
A	期待できる	D	ほとんど期待できない。
B	ある程度期待できる。		

○ 総括評価（書面）

- ・部会において、合議により、事業ごとに書面評価における総括評価（書面）を決定するとともに、面接評価時に確認すべき事項を取りまとめる。

総括評価 評定一覧	
S	事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された。
A	事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現された。
B	事業計画をやや下回っているが、事業目的はある程度実現された。
C	事業計画を下回っており、事業目的はあまり実現されていない。
D	事業計画を大きく下回っており、事業目的はほとんど実現されていない。

書面評価に用いる資料は次のとおりとする。

- ・事後評価調書、参考資料（年次報告書等2種類まで任意提出）
- ・採択時の計画調書及び審査結果、中間評価調書及び中間評価結果
- ・海外相手大学追加調書（採択後に追加した事例のある場合のみ）
- ・そのほか、部会が必要とする資料

このほか、書面評価の実施方法等の詳細は部会において定める。

（２）面接評価

面接評価は、別途定める「事後評価 面接評価実施要領」に基づき、各事業の事業責任者等との質疑応答等により行う。

面接評価終了後、合議により、事業ごとに総括評価（面接）を決定する。その際、評価が「A」のうち、一部でやや不十分な点はあるものの、概ね事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現されたと判断するものについてはA⁻（「一部でやや不十分な点はあるものの、概ね事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現されたと判断された。」）とする。

面接評価 総括評価	
S	事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された。
A	事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現された。
A ⁻	一部でやや不十分な点はあるものの、概ね事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現されたと判断された。
B	事業計画をやや下回っているが、事業目的はある程度実現された。
C	事業計画を下回っており、事業目的はあまり実現されていない。
D	事業計画を大きく下回っており、事業目的はほとんど実現されていない。

審議の結果、現地調査の実施が必要と判断した事業に対しては、現地において確認すべき事項をとりまとめる。

このほか、面接評価の実施方法等の詳細は部会において定める。

（３）現地調査

現地調査は、別途定める「事後評価 現地調査実施要領」に基づき、部会が必要と判断した事業の事業責任者等との質疑応答等により行う。

このほか、現地調査の実施方法等の詳細は部会において定める。

（４）合議評価

現地調査を行った場合は当該事業に対する総括評価（現地）について審議の上、各事業に対する評価コメントを合議によりとりまとめ、面接評価まで行った事業に対しては総括評価（面接）、現地調査まで行った事業に対しては総括評価（現地）とともに事後評価結果案として決定する。

事後評価結果案は各事業に事前に示し、その内容に対する意見申立てと語句の誤りや事実誤認等正確性を欠くものがないかどうかを確認する機会を設ける。申立てがあった場合はその内容を審議し、あらためて事後評価結果案を決定する。修正が必要な事項について示された場合は、その内容について検討の上、必要に応じて当該コメントを修正する。

5. 情報の開示・公表と取扱い

（１）審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であつて、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

（２）評価結果の通知・公表と取扱い

評価結果は、補助期間終了後の大学間交流プログラムの持続的展開に資するため各事業に通知するとともに文部科学省に報告し、併せて、各事業による取組が広く国民の理解を得られるよう、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により社会に情報提供する。

（３）委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は評価結果と併せて公表する。

6. 委員の遵守事項

（１）利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員（以下「委員」という。）は、中立・公正な評価のため、次に示す利害関係にある事業等に関する評価は行わず、その個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・事業に関与している場合
- ・事業を実施する大学に役員として在職（予定含む）あるいは専任又は兼任として在職（予定含む）している場合
- ・その他、中立・公正に評価を行うことが困難と判断される場合 [※この場合、申し出に基づき委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

（２）秘密保持

評価の過程で知り得た個人情報や評価内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報（評価関係資料含む。）は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。